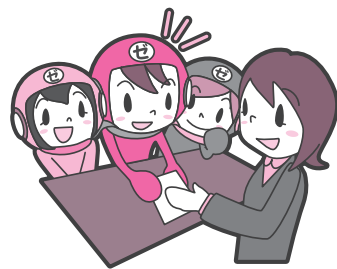


平成24年度分 (平成23年1月～12月の所得にかかるもの)

市民税・県民税の 申告が始まります



受付期間 2月10日(金)▶3月15日(木)

※土崎港(東・北以外)のかたが対象の北部市民サービスセンターでの受け付けは、2月7日(火)から2月9日(木)まで行います。

平成24年度分の市・県民税の申告を2月7日(火)から3月15日(木)まで、各地区の会場(3・4ページ参照)で受け付けます。

申告が必要なかたへ、1月下旬に「平成24年度分市民税・県民税申告書」をお送りしています。同封した「申告の手引き」をよく読んで正しく記入して申告してください。

なお、税務署に所得税の確定申告をするかたは市・県民税の申告は不要です。

*所得税の確定申告は、税務署の申告センター(フォーラムアキタ)で受け付けています。

問い合わせ 市民税課個人市民税担当 ☎(866)2055

申告が必要なかた

平成24年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに当てはまるかた

①平成23年中に次の所得があったかた：

・自営業や農業などの事業による所得、地代や家賃などの不動産による所得、非上場株式の配当所得、生命・損害保険の満期・解約による一時所得、個人年金・原稿料・講演料などの雑所得、土地・建物などの譲渡所得など

②公的年金を受け給しているかたで、所得控除を受けようとするかた

※公的年金などの収入金額が40万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のかたは、所得税の確定申告は必要ありません(ただし、所得税の還付を受けようとする場合は確定申告書の提出が必要です)。

③サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに当てはまるかた

・平成23年中に退職し、その後再就職していないかた

・年末調整に間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受けようとするかた

④平成23年中に所得はないが、税に関する証明書や申告書の写しが必要なかた

申告に必要なもの

□印鑑と申告書：申告書は会場にも用意しています
□給与、公的年金などの所得があったかた ▼平成23年分の源泉徴収票

□事業や不動産による所得があったかた ▼収入と必要経費などが分かる帳簿類、領収書など：収支内訳書で事前に計算してください

□農業による所得があったかた ▼農協などからの平成23年産米穀売渡証明書と各種証明書(拠出金、補償金など記載のもの)：収支内訳書で事前に計算してください

□配偶者に所得があったかた ▼その所得が分かる書類

□平成23年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料の領収書、医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額が分かるもの、生命保険・地震保険などの控除証明書

□障害者控除を受けるかた ▼障害者手帳または障害者控除対象者認定証。いずれも写し可

□にチェックしよう!



右の①～③に当てはまるかたでも、確定申告をするかたは市・県民税の申告は不要です。税務署への確定申告の日程は4ページ。

申告会場と日程は

3・4ページ!



■各会場とも駐車場に限りがありますので、自家用車でのご来場はご遠慮ください。

市・県民税 申告会場と日程



市・県民税は前年の所得に対して、今年の1月1日現在にお住まいの市町村で課税されます。正しい税額を計算するためにはみなさんの前年の所得と所得控除を把握する必要があります。期間内の申告をよろしく願います。

申告の受け付けは平日のみですので、ご注意ください。

対象地区	月日	会場	受付時間
中央	山王、八橋 *年金収入のみのかた	市役所自治研修センター (研修棟)2階 第2研修室 	午前9時～午後4時30分
	南通		
	榎山		
	手形山		
	旭北、保戸野		
	旭南		
	川元		
	川尻		
	高陽		
	中通、大町		
	茨島		
	卸町		
	泉		
	八橋		
山王			
東部	下北手	下北手地域センター	午前9時30分～11時30分
	太平	太平地域センター	
	広面、柳田、下北手	東部公民館	午前9時30分～午後3時
	千秋、手形	明德地区コミュニティセンター	
	桜ガ丘、桜台、大平台、山手台	市役所自治研修センター (研修棟)2階 第2研修室	午前9時～午後4時30分
西部	手形、旭川、新藤田、添川、濁川、山内、仁別	旭川地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時
	東通、横森、桜、広面	東地区コミュニティセンター	
	新屋、浜田、豊岩	西部市民サービスセンター	午前9時30分～午後4時30分
南部	下浜	下浜地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時
	勝平	勝平地区コミュニティセンター	
	上北手	上北手地域センター	午後1時30分～3時30分
	大住、牛島(東以外)、仁井田	大住地区コミュニティセンター	
	榎山、牛島東、仁井田	南部公民館	午前9時30分～午後3時
	仁井田	仁井田中央会館	
北部	御所野、四ツ小屋	秋田テルサ5階第1会議室	
	御野場、四ツ小屋、仁井田	御野場地域センター	
	土崎港(東・北以外)	北部市民サービスセンター	午前9時30分～午後4時30分
	將軍野、土崎港東	將軍野地区コミュニティセンター	
	寺内	寺内地区コミュニティセンター	
	飯島	飯島地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時
	港北、土崎港北、將軍野、飯島	港北地区コミュニティセンター	
	下新城	下新城地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時
	上新城	上新城地域センター	午後1時30分～3時30分
	金足	金足地域センター	午前9時30分～午後3時
外旭川	外旭川地域センター		
全地区	3月12日(月)～15日(木)	市役所自治研修センター (研修棟)2階 第2研修室	午前9時～午後4時30分

郵送で申告すれば待ち時間はゼロ！



申告会場が混み合って長時間お待たせする場合があります。申告の相談が必要ないかたは申告書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付の上、市からお送りした申告書に同封した返信用封筒で3月15日(木)まで、郵送してください。

「郵送申告」は申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告できるので便利です。



雄和地域

会場 雄和市民サービスセンター2階

Table with columns: 対象地区, 月日, 受付時間. Lists dates and times for various districts like 銅屋, 萱ヶ沢, etc.

河辺地域

受付時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時30分

Table with columns: 対象地区, 月日, 会場. Lists dates and venues for districts like 岩見、上三内, 中央部, etc.

市・県民税 申告会場と日程

- * 3ページ下段の「全地区」もご覧ください
* 申告期間外の申告書の受付・受理は行いませんので期間内に必ず申告してください。

確定申告をお忘れなく

※所得税の還付申告は 受付期間前でも提出可。

所得税 2月16日(木)～3月15日(木)
贈与税 3月15日(木)まで
消費税(個人事業者) 4月2日(月)まで

所得税・贈与税・消費税(個人事業者)の確定申告は期限内に行いましょう。申告書は秋田南・北税務署と左記の申告センターで、平日の午前9時～午後4時に受け付けます。

申告センターのご利用を

税務署内には申告書の作成会場を設置していませんので、左記の申告センターをご利用ください。今年の申告書作成会場は1か所です。申告センター/県労働会館「フौरムアキター」内(中通六丁目7-36)

確定申告のお問い合わせは... 秋田南税務署(832)4121 秋田北税務署(845)1161

確定申告のポイント

問 市民税課個人市民税担当(866)2055

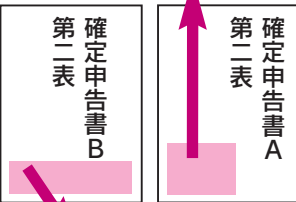
記入漏れに注意しましょう

次の市・県民税の控除などを受けようとする場合、確定申告書の所定の欄に記入漏れがあると適用されません。忘れずに記入してください。

- 市・県民税の控除など
① 寄附金税額控除 ② 配当割額控除 ③ 株式等譲渡所得割額控除 ④ 16歳未満の扶養親族の人数を非課税判定に用いる

赤い枠内の記入を忘れずに!

住民税に関する事項 (Form with red boxes highlighting specific fields)



住民税・事業税に関する事項 (Form with red boxes highlighting specific fields)

東日本大震災に関連する寄附金や義援金を支払ったかたへ

東日本大震災に関連する寄附金や義援金を支払ったかたは、所得税の「寄附金控除」や、市・県民税の「寄附金税額控除」を受けることができます。控除を受けるかたは「所得税の確定申告」または「市・県民税申告」が必要です。

控除対象：東日本大震災義援金として、日本赤十字社や中央共同募金会などの募金団体に寄附したもの(最終的に被災地地方団体や義援金配分委員会に拠出されるもの)などで2千円を超える額